接予 種防

# 新型コロナ対応での課題

## 基本的な考え方

#### 「平時」からの対策

## 「有事」の対応(新興感染症の発生・まん延時)

■主に新型インフルエンザを想定した備え

- (様々な特性や中長期に及ぶ対応を想定せず) ■専門家や専門機関との連携体制の構築
- ■府民等による正しい知識に基づいた行動と 感染拡大防止対策の継続
- 1.感染症の特 性やフェーズに 応じた準備
- ■新型インフルエンザ等感染症、指定感染症、新感染症(「新興感染症」)を想定し、感染フェーズに応じた対応
- 医療機関等との協定締結
- ・府による新興感染症に備えた訓練の実施
- ■専門家からの助言等を反映した取組みの推進 <独自>
- ■府民等への啓発

- ・府対策本部会議の設置・運営による総合的対策の推進く独自>
- ■専門家からの助言等を反映した取組みの強化<独自>
- ■府民等への啓発・差別等の解消と相談窓口の設置

■地衛研の体制整備

- ■発生初期の診療・検査プロセスの「目詰まり」
- ・検体採取能力の不足
- ・検査分析能力の不足

- 2.病原体等の 調査研究や 検査の円滑化
- ■地衛研による検査体制の整備と検査機能の向上
- ■民間検査会社等との協定締結
- ■大安研の機能強化(大学等との連携、行政機関への 助言・提言、環境サーベイランス研究の推進) <独自>

■地衛研による検査の実施(発生初期)

(大安研は民間検査会社参入等に伴いゲノム解析等に重点化)

- ■協定に基づいた検査の実施(発生初期後)
- ■地衛研による病原体等の調査研究等

■協定に基づいた宿泊施設の開設・運営

■協定に基づいた医療の提供

■大安研による最新の知見・情報を踏まえた助言・提言〈独自〉

等へのオンライン・往診等による医療提供、後方支援、人材派遣)

■消防機関等との協定等による移送等の実施 <独自>

■新型コロナの対応を踏まえた有効な対策の推進

・診療型宿泊療養施設等の設置の検討 <独自>

・健康観察や生活支援等による療養環境の整備

・入院調整の府への一元化の検討〈独自〉

・臨時の医療施設の設置の検討 <独自>

(病床確保、発熱外来、自宅・宿泊療養者や高齢者施設等及び障がい者施設

■医療提供体制の整備

(病床確保、発熱外来、自宅療養者等への医療提供、 後方支援、人材派遣)

- ・ 医療機能・役割分担が未整理
- ・経営面への影響 (発生初期)
- ・個人防護具の不足(発生初期)等
- ■宿泊療養施設の確保
- ■消防機関等との移送・搬送体制の整備
- ■その他
- ・臨時の医療施設の設置・運営の準備

3.有事を想定 した医療・療 養体制の整備

等

#### ■医療機関(病院、診療所、薬局、訪問看護事業所)との協定締結

- ・医療機関間での機能・役割分担に基づいた協定締結(健康観察含む)
- ・流行初期に病床確保・発熱外来に対応する医療機関への減収補填
- ・個人防護具の備蓄の働きかけ(※府でも備蓄)
- 民間宿泊業者等との協定の締結と施設運営体制の検討
- ・施設確保協定と業務マニュアルの整備や人材確保協定締結の検討
- ■協定締結等による消防機関や民間救急等と連携した移送体制の 整備く独白>
- 外来受診における民間移送機関と連携した体制整備〈独自〉
- ■新型コロナの対応を踏まえた有効な対策の検討<独自>
- ・臨時の医療施設の設置・運営マニュアルの整備 等

■ICT の導入など、業務効率化の積極的な推進

■業務の重点化・効率化、府への一元化等の実施<独自>

■感染拡大を想定した設備等の検討

■応援体制の検討

・外出自粛対象者からの相談体制の府への一元化の検討〈独自〉

■本庁等による応援人材の派遣等

■保健所業務のひつ迫

- ・保健所業務の優先順位付けや関係機関等との 役割分担の整理・連携が不明確
- ・保健医療分野のシステム化の遅れ

■感染症に関する人材の不足

■応援体制の構築、器材の準備等が不十分

5.感染症人材 の養成・資質 向上

4.保健所の

整備

計画的な体制

- ■行政や医療機関等における感染症人材の研修・訓練等による育成
- ■大学等と連携した医療関係職種の養成等
- ■保健所による地域ネットワーク等と連携した医療機関等での研修等へ の支援〈独自〉
- ■新興感染症発生及びまん延時における診療等の体制強化に 向けた研修等の実施

■医療機関・高齢者施設でクラスターが多数発生

■高齢者施設等への医療提供体制の整備

- 6.各施設におけ る対応力の 向上
- ■施設における平時からの感染対策等の徹底
- ■地域ネットワークを活用した感染予防対策の推進 <独自>
- ■高齢者施設等における連携医療機関等との連携強化<独自>
- ■高齢者施設等及び障がい者施設等への医療提供に係る医療機関 との協定締結
- 感染症の発生・拡大防止の対策 ■保健所による高齢者施設等や障がい者施設等への感染制御に係る
- 支援く独白>
- ■協定に基づいた高齢者施設等及び障がい者施設等への医療の提供

- ■接種体制の確保

- 7.予防接種に よる発生等防止
- ■予防接種に関する正しい知識の普及

■予防接種法に基づく臨時の予防接種の推進く一部独自>

■ 医療機関による地域の医療機関のネットワークを活用した

# 協定等により担保した検査・医療療養体制にかかる主な数値目標

		実施機関	対応開始時期(目途)										
	項目		【流行初期期間】厚生労働大臣の公表後3か月以内					【流行初期期間経過後】厚生労働大臣の公表後遅くとも6か月以内					
			国の考え方	数値目標				国の考え方	数値目標				
	病床確保	病院、 診療所	公表後1週間以内に、 新型コロナ発生約1年後 (R2.12) の入院患者の規模に 対応できる体制をめざす (重症病床 240床程度 軽症中等症 1,370床程度)	重症病床 270床 軽症中等症病床 2,383床 (医療機関は、府知事の要請から重症病床は7日以内、 軽症中等症病床は14日以内に対応)				新型コロナ対応で確保した 最大値の体制をめざす 580床程度 4,250床程度	重症病床 379床 軽症中等症病床 3,997床 (医療機関は、府知事の要請から、 重症病床・軽症中等症病床ともに14日以内に対応)				
1 医療提供体制	発熱外来	砂原川	公表後1週間以内に、 新型コロナ発生約1年後 (R2.12) の外来患者の規模に 対応できる体制をめざす (2,000~2,500人/日 程度(試算))	1,985機関(19,178人) (医療機関は、府知事の要請から7日以内の対応を基本)				新型コロナ対応で確保した 最大値の体制をめざす (3,000機関程度)	2,131機関(24,924人)				
		病院、 診療所、 薬局、 訪問看護 事業所	-	自宅療養者への提供	宿泊療養者への 提供(※1)	高齢者施設等への提供	障がい者施設等への 提供	新型コロナ対応で確保した 最大値の体制をめざす	自宅療養者への 提供	宿泊療養者への 提供 (※1)	高齢者施設等への 提供	障がい者施設等への 提供	
	自宅療養者 等への 医療の提供			病院·診療所:1,216 薬局:2,997 訪問看護:615	病院·診療所:456 薬局:2,744 訪問看護:273	病院·診療所:689 薬局:2,804 訪問看護:437	病院·診療所:648 薬局:2,795 訪問看護:401		病院·診療所:1,285 薬局:3,046 訪問看護:655	病院·診療所:463 薬局:2,779 訪問看護:299	病院·診療所:708 薬局:2,837 訪問看護:477	病院·診療所:665 薬局:2,825 訪問看護:441	
	後方支援	病院	-	感染症以外の患者受入 250機関,転院受入 283機関				新型コロナ対応で確保した最大 値の体制をめざす	感染症以外の患者受入 263機関,転院受入 318機関				
	人材派遣	<b>狗阮</b>	-	医師:延べ331人,看護師:延べ580人,その他:延べ326人				新型コロナ対応で確保した最大 値の体制をめざす	医師:延べ341人,看護師:延べ591人,その他:延べ335人				
2 検査体制		地方衛生 研究所	公表後1か月以内に 協定締結医療機関(発熱外	808件/日				協定締結医療機関(発熱外来)数に、新型コロナ対応のピーク時における1医療機関の1日あたりの平均検体採取人数を乗じた人数に対応する体制をめざす	758件/日				
		保健所等	来)における、1日の対応可能人数以上に対応する体制を	530件/日					530件/日				
		医療機関等	数以上に対応する体制で	24,768件/日				鉄に対応する体制をめどす ※保健所設置市分(地衛研等)も 含めた数値目標を設定	67,505件/日				
	宿泊療養制	宿泊施設	公表後1か月以内に 令和2年5月頃の確保居室数を めざす	13,504室				新型コロナ対応の最大確保居室数 (令和4年3月頃)をめざす	16,672室				